

わが国四半期レビュー手続選択の特徴

松 本 祥 尚*
町 田 祥 弘**
荒 木 孝 治*

- I. はじめに
 - II. 四半期レビュー業務の実態に関する先行研究
 - III. 調査の概要と調査モデル
 - IV. 異なる四半期レビュー手続選択の原因
 - IV-1. わが国四半期レビューに関する検出事項
 - IV-2. 四半期レビュー手続選択の相違をもたらす要因
 - V. おわりに
- 参考文献

[キーワード]

四半期レビュー、保証水準、監査要点（アサーション）、実証手続、
適格性、経験年数、関与会社数、累積関与業種数

I. はじめに

わが国では、金融商品取引法に基づき、2008年4月以降に開始する事業年度から、上場企業に対して、有価証券報告書による年次財務諸表の開示だけでなく、四半期報告書による四半期財務諸表の開示が強制されている。こうした四半期毎の開示制度が法定されているのは、わが国の他、アメリカ、カナダ及び一部の欧州諸国に限られている。これら四半期財務諸表に対する信頼性の保証の側面については、わが国においても、また諸外国においても、四半期報告制度の枠組みとして、四半期財務諸表に対する外部監査人によるレビュー業務が実施されており、わが国では金融商品取引法第193条の2に基づく「監査証明」業務の1つとして、「四半期レビュー」の名称で提供されている。

この四半期レビューについて、諸外国では以前から公認会計士が提供する主要な証明業務の1つとされており、わが国四半期レビュー基準が範とした国際会計士連盟の国際監査・保証業務審議会（International Auditing and Assurance Standards Board; 以下 IAASB）において

* 関西大学

** 青山学院大学

も、国際レビュー業務基準 (International Standard on Review Engagements; 以下 ISRE) 2400「財務諸表のレビュー業務」と ISRE 2410「組織体の独立監査人が実施する期中財務情報
のレビュー業務」が、またアメリカ公認会計士協会の「会計及びレビュー業務に関する基準」
(Statement on Standards for Accounting and Review Services; 以下 SSARS) と監査基準
(Statements on Auditing Standards; 以下 SAS) 100「期中財務情報」が公表されている。こ
のうち、何れも後者が、わが国の四半期レビューと同様に、年度財務諸表の監査を前提に、期
中に公表される財務情報に対するレビュー業務を規定したものであるが、前者の ISRE 2400や
SSARSに相当する単独での契約を前提とした一般のレビュー業務基準は、わが国には存在しな
い。わが国では、そうした任意契約によるレビュー業務が醸成されて来なかったこともあり、
日本公認会計士協会においても実務指針が整備されないままに、法定開示書類としての四半期
財務諸表に対するレビュー業務が法制度として導入された。

またわが国の四半期レビューは、質問と分析の手続を原則的な手続とする点では諸外国と異
ならないものの、四半期レビューの手続だけでなく報告書の提出も義務付けられている他、継
続企業の前提に関しても一定の手続が求められるなど、諸外国に例を見ない厳格な対応が求め
られている。

そうした諸外国とは異なる成り立ちや性質を有するわが国の四半期レビューについて、実態
として、いかなる実務が行なわれているかを明らかにすることは、四半期財務報告の国際的な
比較可能性の観点からも重要な課題であると思われる。我々は、わが国で実施されている四半
期レビューの実態を明らかにするため、既に(1)重要性の基準値、(2)保証の水準、(3)リスク評価、
(4)選択される四半期レビュー手続を検討した。本稿では、当該研究成果をさらに敷衍し、(5)選
択される四半期レビューの手続に差が生じる原因について、監査人の属性から検討を加えるこ
とにしたい。

II. 四半期レビュー業務の実態に関する先行研究

年度監査の一環として実施される四半期レビューに関しては、監査やレビューとの関係で保
証内容や保証水準の相違が、幾つかの研究でわが国四半期レビューの基準や実務指針から明ら
かにされている (松本 [2005]、井上 [2009]、児嶋 [2009])。また IAASB による「保証業務
の国際的概念枠組み」(IAASB [2003]) やわが国「財務情報等の保証業務の概念的枠組みに関
する意見書」(企業会計審議会 [2004]) から保証内容に検討を加えた内藤 (2008)、さらに各国
制度を比較することでレビューと四半期レビューの内容を検証した松本・町田・関口 (2011)
がある。海外においても Wiedman (2007) では、カナダにおける四半期レビュー業務の法定化
に関して制度的な観点から検討が加えられている。

これらの基準や実務指針に基づいた概念的・比較制度的な検討の他、わが国でアーカイバル

のデータを用いた実証研究として佐久間（2012）がある。そこでの検証は、四半期レビューによる保証水準について資本市場が正しく認識しているか否かを、中間監査と四半期レビューそれぞれの累積超過リターン（CAR）の比較を通じて行なわれている。

我々は、経済産業研究所「企業情報開示システムの最適設計」研究会の下、「わが国四半期情報開示の現状に関する検討」（松本・町田 [2011]）を実施した。同研究では、わが国における(1)四半期財務諸表を作成している上場企業、(2)当該財務諸表に対して監査証明として保証を付与する監査人、及び(3)当該証明済み財務諸表を利用する利用者（アナリスト）という3当事者が、年度監査による監査証明と四半期レビューによる監査証明の相違を識別して、情報を作成し、保証し、利用しているのか、について検討することを目的として、アンケート調査を実施した。そのうち監査人については、具体的に「監査人の側では、何時間、どのようなレビューの手続を、誰が、実際には実施しているのか」という、意識と行動に関する調査を行なった。

結果として、企業側においては、四半期会計基準が要請しているとおり、全子会社において個別財務諸表を作成し（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する基準」）、それに基づいて連結の四半期財務諸表を作成するという原則的な財務諸表作成プロセスを採用するとともに、極めて短期間で連結四半期財務諸表を完成していることが明らかとなった。また、四半期報告の制度化以前に比べると、その作成プロセスに掛かる時間コストは倍増しており、この倍増した時間コストの半分以上が「監査人対応」であると認識されていたのである。

一方、アナリスト（利用者側）においては、四半期財務情報（決算短信と四半期報告）について、意思決定情報としての有用性を認識しており、アナリストの8割以上が四半期の決算短信への監査人の相対的に大きな関与を期待していることが明らかとなった。こうした期待の背景には、企業側の経理担当者等からの明示的・黙示的要請があることが想定されており、結果としてそれが企業の経理実務における時間コストの増加の原因であると認識されている。

また、監査人側においては、四半期レビュー手続として実施する手続は質問と分析的手続が中心ではあるが、過半の監査人が年度監査としてではなく、四半期レビューの中で実証手続にまで踏み込んで実施していることが明らかとなった。監査人にとっては、この点が時間コストの増加の過半であると捉えられている。

さらに、四半期レビューによる保証の水準については、利用者であるアナリストも監査人も60%から80%と捉えており、四半期レビュー基準のいう「適度な水準（moderate level）」に関しては社会的な共通認識（IAASB [2002]）が確立していることが明らかとなった。

本研究は、こうした過去の研究成果で明らかにできなかった、なぜ監査人は実証手続まで四半期レビューの中で実施しているのか、特に四半期レビューに必須の手続として、どのような理由で実証手続を含む手続の選択を行なっているのか、という論点について、松本・町田・荒木（2014）に引き続き監査人に焦点を絞って、研究を行なうものである。

III. 調査の概要と調査モデル

本研究では、複数の監査法人（大手及び中堅監査法人）の協力を得て、四半期レビュー業務を実際に担当したことがあり、四半期レビューの業務計画を策定する立場にあった担当者（公認会計士）に対して、我々が仮設した事例に基づいて実験的な調査を行なった。すなわち、実際の企業の四半期財務諸表を元にして、業績が悪化した重要な虚偽の表示が相対的に高く潜在すると想定される企業（Bad企業）と同業種に属する相対的に重要な虚偽の表示が低く潜在すると想定される企業（Good企業）の四半期財務諸表の具体的モデルを作成し、それぞれについて実際の四半期レビュー業務に即して、以下の点についての回答を求めた。

- (1) 四半期レビュー計画の策定に当たり、重要性の基準値をどのように設定するか。
- (2) 四半期レビューによって四半期財務諸表に付される限定的保証の水準について、どの程度の信頼性が確保されていると考えるか。
- (3) 四半期レビュー計画の策定に当たり、いかなる勘定科目について、重要な虚偽表示のリスクが高いと想定するか。
- (4) 当該勘定科目それぞれについて、検証のために必須と考える手続と当該手続によって立証したい財務諸表項目（立証要点）として何を設定するか。
- (5) 当該勘定科目について、いかなる四半期レビューの手続を、①必須第1位として選択する手続、②追加的手続、及び③監査時間に余裕のある場合に実施する追加的手続として実施するか。

本調査における調査期間は、2012年12月20日から2013年3月20日までであり、調査対象は、大手監査法人及び中堅監査法人に所属し、四半期レビュー計画を策定する立場を経験したことのある公認会計士を被験者とした。被験者の属性を示すため、担当業種、経験年数、及び法人内職位を示せば、[図表1] [図表2] 及び [図表3] の通りである。結果として、合計170件の回答数を得ることができた。

IV. 異なる四半期レビュー手続選択の原因

IV-1. わが国四半期レビューに関する検出事項

これらの被験者を対象にした実験的調査の結果、(1)重要性の基準値の設定、(2)四半期レビューで想定される保証の水準、(3)リスク評価によって選択される財務諸表項目（立証要点）、ならびに企業属性に応じた(4)監査人が選択する手続の差については、以下のように纏められた（松

【図表1】被験者の担当業種

01：水産・農林業	4	02：鉱業	1	03：建設業	50	04：食料品	34
05：繊維製品	14	06：パルプ・紙	5	07：化学	20	08：医薬品	19
09：石油・石炭製品	3	10：ゴム製品	7	11：鉄鋼	10	12：ガラス・土石製品	5
13：非鉄金属	6	14：金属製品	17	15：機械	37	16：電気機器	24
17：輸送用機器	11	18：精密機器	11	19：その他製品	25	20：電気・ガス業	5
21：陸運業	15	22：海運業	9	23：空運業	3	24：倉庫・運輸関連業	16
25：情報・通信	52	26：卸売業	51	27：小売業	60	32：不動産業	48
33：サービス業	64	99：その他 ↓ 記入28、うち金融18		↓（具体的にご記入ください）			

※複数回答有り

【図表2】被験者の経験年数

経験年数	回答数
1. 5年未満	1
2. 5年以上10年未満	38
3. 10年以上15年未満	52
4. 15年以上20年未満	27
5. 20年以上	17

n = 135

【図表3】被験者の法人内における職位

職位	回答数
1. 代表社員	14
2. 社員	24
3. マネージャー	92
4. シニア	3
5. ジュニア	0

n = 133

本・町田・荒木 [2014])。

- (1) 四半期レビュー計画策定段階で設定される重要性の基準値は、年度監査の一環としてレビューの計画が策定されるためか、大半が年度監査と同じ値を適用していることが判った。わが国四半期レビュー基準が規定するように、年度監査における重要性の基準値を用いるか、それを上限とした比率調整、という想定通りの結果といえる。
- (2) 四半期レビューで想定される保証の水準は、監査人の多くが平均64.5%（中央値70%）と感じており、これはレビューの保証水準を60～80%程度としたIFAC (2002) の調査結果とほぼ同じである。
- (3) 四半期レビューの計画におけるリスク評価の結果、重要な虚偽表示のリスクが高いと想定される財務諸表項目の選択が、企業の属性（業績・財務状況の良し悪し）によって影響を受けることは検出できなかった。故に、監査人は、四半期レビュー手続の対象とする財務諸表項目については、マニュアル等によってある程度定型化されていることが推測される。
- (4) 四半期レビュー手続として、最初に必須のものとして選択される手続（以下、必須手続）とその立証要点に関しては、興味深い結果が得られている。即ち、企業の属性にか

かわらず多かれ少なかれ四半期レビューの中で実証手続が実施されている。しかし、その実施パターンを比べた場合、すなわち基本手続としての分析の手続や質問等と補完手続としての実証手続の割合を比べた場合、業績・財務状況の良い企業（以下 Good 企業）に対しては相対的に実証手続を多く選択し、業績・財務状況の悪い企業（以下 Bad 企業）に対しては、ヨリ多くの基本手続（分析の手続・質問等）を選択することが明らかとなった。

特にこの論点(4)は、わが国特有の四半期レビューの実態を捉える上で非常に注目すべき検出事項であり、その理由を詳細に検討する必要がある。

このような結果となった理由として、四半期レビューが年度監査の一環として実施されることと、相対的に低廉な監査証明業務に対する報酬¹⁾に原因があると考えられる。すなわち、重要な虚偽表示のリスク（以下 RMM）の低い企業については、四半期レビューの年度監査の一

【図表 4】 四半期レビューにおける必須手続（立証要点）の回答分布

パネル A (度数)								
立証要点	Good 企業			Bad 企業				
	分 手	質 問 / 閲 覧	実 証	分 手	質 問 / 閲 覧	実 証		
実 在 性	56	17	37	54	20	24		
発 生	9	5	9	12	4	4		
期 間 帰 属	26	11	38	24	7	19		
収 益 認 識	4	0	1	1	0	1		
評 価 の 妥 当 性	19	8	16	20	12	21		
正 確 性	8	5	9	8	2	8		
網 羅 性 ・ 完 全 性	6	2	3	7	5	6		
そ の 他	2	0	2	3	2	3		
表 示 ・ 開 示 の 妥 当 性	0	0	0	1	3	0		
計	130	48	115	130	55	86		

パネル B				
		分手・質問・閲覧 [基本手続]	実証手続 [補完手続]	計
Good 企業	度数	178	115	293
	%	60.75	39.25	100%
Bad 企業	度数	185	86	271
	%	68.27	31.73	100%
計		363	201	564

p 値：0.038 (Fisher の正確確率検定)

1) 監査証明業務に係る報酬については、監査人・監査報酬問題研究会（2012）を参照されたい。

部としての性格が強くなり、年度監査で不足する手続ないし時間を補う観点から、年度監査を織り込んで実証手続が実施されるのに対して、RMMが高い企業については四半期財務諸表自体におけるRMMを軽視できず、四半期レビュー手続として基準上必ず実施しなければならない基本手続に重点的かつ十分な監査資源を配分していると解釈できた。具体的な企業の属性と基本手続（分析的手続・質問・閲覧）・補完手続（実証手続）との関係は、[図表4]の通りであり有意水準0.05（5%）で肯定されている。

以上のような調査結果から検証すべき残された論点は、松本・町田・荒木（2014）で認められた企業の属性に対応した監査人による手続選択の相違が、果たして監査人の側のどのような要因によって生じているのか、という点である。

IV-2. 四半期レビュー手続選択の相違をもたらす要因

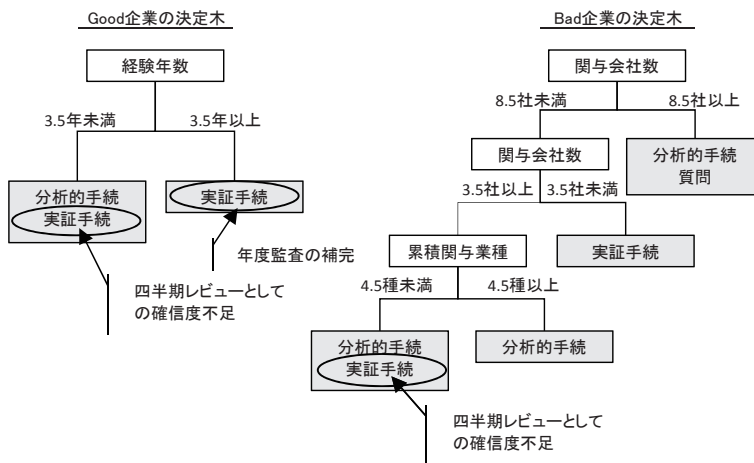
本調査では、予めフェイスシートにおいて被験者の[図表1]担当業種、[図表2]経験年数、[図表3]事務所内職位に関する回答を求めることで、監査人に関する属性情報を入手している。これらの情報を用いることで、監査人の属性が、四半期レビュー手続の選択に如何なる影響を及ぼすのかを検証できると考える。

被験者に対して四半期レビュー手続としてどのような必須手続を選択するかを尋ね、5つの立証要点と手続を列挙してもらった。この結果、Good企業とBad企業に対して、必須手続として選択される複数かつ多段階の手続が提示された。このような回答に対し、(1)監査人側の如何なる要因によって、(2)どのような手続選択がなされるのか、を確認するため、以下のような分析を行なった。

- 必須手続として選択されている5つの立証要点と対応する手続を分析対象とする。
- 監査人が選択する必須手続、つまり手続選択の特徴を抽出するため、選択された必須手続に対して階層的クラスタリング手法を適用する。
- クラスタリングの結果を目的変数とし、監査人の属性情報を説明変数とする分析を行なう。

クラスタリングの結果、監査人による手続選択には4つのパターンがあることが判った。つまり、主に、(a)分析的手続と実証手続、(b)実証手続、(c)分析的手続、(d)分析的手続と質問、を選択する監査人に分類することができる。

これらの4つの手続選択のパターンを目的変数、監査人の属性情報（職位、経験年数、関与企業数、累積関与業種数）を説明変数とする決定木による分析を行なった結果を、図示したものが[図表5]である。



【図表5】 手続選択に関する決定木分析の結果

決定木による分析の結果、監査人の複数の属性のうち手続選択の局面に最も大きな影響を与えた属性が決定要因として抽出されている。つまり、Good企業については経験年数が手続選択における重要な決定要因となっていることが判る。そして、実証手続は監査人の経験年数にかかわらず選択される傾向にあるが、経験年数に応じて実証手続の選択割合が異なっている。

より詳細に検討すると、Good企業に対しては、経験年数が3.5年以上の監査人は、Good企業の重要な虚偽表示のリスク（RMM）の相対的な低さを重視し、四半期レビューよりも年度監査を念頭に証拠の融通が可能な実証手続を、ロールフォワードを前提にして選択している。このような実証手続の選択は年度監査の補完と理解できる。これに対し、経験年数の短い（3.5年未満）監査人は、企業に関する知識不足と監査業務の経験不足からRMMの程度にかかわらず四半期レビューとしての手続の省略に踏み切ることができず、標準的な基本手続の1つである分析的手続を実施した上で、実証手続の選択を加えていると解される。

一方、Bad企業に対しては、監査人の関与会社数と累積関与業種数が必須手続の選択に重要な影響を3段階で及ぼしている。

決定木の1段階目では、関与会社数が8.5社以上の監査人は、比較的過多のクライアントを抱えていることになるため、自らの全体的な監査資源配分の有効かつ効率化の観点から、RMMの高いBad企業に対する四半期レビュー単独での確信度の獲得を重視し、必須手続として分析的手続と質問という基本手続を選択する傾向が強い。これらクライアントを8.5社以上抱える監査人というのは、その関与会社数の多さからして事務所内の代表社員ないしは社員となっており、四半期レビューとして教科書通りの手続選択を指向していると考えられる。

2段階目は、関与会社数が3.5社を起点とした監査人の属性区分であり、職位としてのマネー

ジャーに相当している。関与会社数が3.5社未満の監査人は、比較的過少のクライアントを有していることから、資源配分の効率化よりも時間消費的な詳細テストをはじめとする実証手続を、四半期レビュー手続として、RMMの高い企業であるという点から敢えて選択していると推測できる。

3段階目は、累積関与業種数が影響しており、監査人としての単なる経験年数の多寡だけではなく、複数の業種を経験することによる幅広い経験知の蓄積が期待される。このため累積関与業種数が4.5業種以上の監査人は、より幅広い経験知によってRMMの高い企業に対する四半期レビュー単独で、必要な確信度を獲得できるように基本手続としての分析的手続の選択をより指向している。

これに対し、累積関与業種数が4.5業種に満たない監査人は、相対的な経験知の乏しさから、四半期レビューであっても分析的手続のみでは確信度の程度が不十分と意識し、四半期レビュー手続として実証手続を加える傾向が見て取れる。この経験知の乏しい監査人による実証手続は、Good企業で見られた経験年数3.5年以上の監査人と同様の年度監査を補完するための実証手続として捉えられるものではなく、経験年数3.5年未満の監査人と同じく四半期レビューにおける確信度不足（自信のなさ）から四半期レビュー手続としての実施と捉えられる。

V. おわりに

本研究においては、Good企業とBad企業のデータに基づき、実際に年度監査の一環として行なわれる四半期レビューの計画策定、すなわち立証要点の設定とレビュー手続の選択、がどのように行なわれるのかを明らかにすることを目的とした。既に松本・町田（2011）で、四半期レビューの中での実証手続が実施されていること、ならびに松本・町田・荒木（2014）において企業の属性に応じて、特に業績や財務状況の良いRMMの低い企業に対してほど、監査人は四半期レビューの中で年度監査を織り込んだ実証手続を実施する可能性が高いことが確認できていたため、本研究では監査人の属性が手続選択にどのように影響を及ぼすのかを検証しようと試みた。

四半期レビューであろうと年度監査であろうと、平均的な職業監査人として保持すべき注意レベルは正当な注意の水準として一定であるから、本来、同一企業に対して経験年数の違いによる手続選択の差は生じ得ないはずである。ましてや、四半期レビューの手続として確証的証拠を入手するための実証手続を選択することは、通常は考えられない。にもかかわらず、本研究の結果、監査人の属性が四半期レビュー手続の選択に大きな影響を与えていることが明らかとなった。このような違いが生じた原因について、監査の理論的な側面から検討してみたい。

Good企業の場合は、監査人の経験年数に起因して手続選択に顕著な違いが生じており、経験年数の相対的に長い監査人は実証手続を選択するのに対し、より短い監査人は分析的手続に加

えて実証手続も選択している。両者とも実証手続を選択することは同じであるが、その根拠は大きく異なっていると考えられる。すなわち、経験年数の長い監査人は、RMMの低い企業に対しては、四半期レビューが年度監査の一環である点を重視し、年度監査の補完として実証手続を前倒しで実施しようとするのに対して、経験年数が相対的に短い監査人は、分析的手続のみでは四半期レビューとしての確信度が不十分と考えるために、実証手続を必須の手続として選択している。この解釈は、企業側の棚卸しの立会等の詳細テストを、人数の不足を考慮して期中に分散して実施し、その後ロールフォワードで対応している、という実務とも一貫したものである。

このようなGood企業の場合の検出結果は、Bad企業でも同じように顕在化しており、累積関与業種数が相対的に多い監査人が四半期レビューとしての目標保証水準を達成するために分析的手続のみを必須手続とするのに対して、ヨリ少ない監査人は四半期レビューの保証水準すら分析的手続のみでは不十分と考え、四半期レビュー手続として分析的手続に加えて実証手続を選択している。この累積関与業種数は、経験知に相当するものであり、事実上、経験年数を業種数に置き換えたものとも解し得るため、経験年数ないしは経験値の少ない監査人は、企業のRMMの程度にかかわらず四半期レビューとして実証手続を選択することで自らの確信度不足を補おうとしていることが判る。要するに、経験年数は時系列的知識蓄積というべきものであり、一方、累積関与業種数は横断的知識蓄積を代表しているといえる。このような分析結果から監査実務への反映を考えた場合、監査人としての適格性は、時系列的な経験年数の長さによって向上するだけでなく、たとえ経験年数が短かったとしても、横断的な経験業種数の多さによっても向上すると期待される。つまり、高度の熟練した監査人を養成する方向として、実務経験を長く積ませる方向と、より多くの業種を経験させる方向の2つが代替的に存在するということである。

さらに重要な点は、RMMの高い企業に対する四半期レビューであるにもかかわらず、関与会社数が3.5社未満の監査人が必須手続として実証手続を選択していることである。この選択を年度監査の補完としての実証手続と捉えることは合理的ではないため、四半期レビュー手続として敢えて選択したといえるが、関与会社数の少なさからの時間消費的な手続選択となることのないよう、監査の品質管理上、確認する必要がある。

以上の結果、監査チームの編成において、経験年数3.5年、或いは累積関与業種数4.5業種という基準が、監査の公正性や有効性を確保するために重要な要素として考慮すべきと提言できる。

参考文献

- AICPA [2002], Statement on Auditing Standard 100, *Interim Financial Information* (AU §722).
- AICPA [2009], Statements on Standards for Accounting and Review Services (SSARS), *Review of Financial Statements* (AR §90).
- Davis, M. and D. Hay[2012], "An Analysis of Submissions on Proposed Regulations for Audit and

- Assurance in New Zealand,” Australian Accounting Review, Vol. 22, Issue 3, pp.303-316.
- IFAC, IAASB [2002], Study1: The Determination and Communication of Levels of Assurance Other than High.
- IFAC, IAASB [2003], International Framework for Assurance Engagements.
- IFAC, IAASB [2006a], International Standard on Review Engagements 2400, Engagements to Review Financial Statements.
- IFAC, IAASB [2006b], International Standard on Review Engagements 2410, Review of Interim Financial Information Performed by the Independent Auditor of the Entity.
- Latshaw, C. A. and T. Cortese-Danile [2004], “Update on Interim Financial Reporting,” Bank Accounting & Finance, Vol. 17, Issue 2, pp.29-35.
- Wiedman, C. I. [2007], “Improving Interim Reporting(L’AMÉLIORATION DE L’INFORMATION FINANCIÈRE INTERMÉDIAIRE),” Accounting Perspectives, Vol. 6, Issue 3, pp.279-289.
- 井上善弘 [2009] 「四半期レビューの論理と課題」『会計』第175巻第2号、168～181頁。
- 監査人・監査報酬問題研究会 [2012] 『わが国監査報酬の実態と課題』日本公認会計士協会出版局。
- 企業会計審議会 [2004] 「財務情報等の保証業務の概念的枠組みに関する意見書」。
- 児嶋隆 [2009] 「四半期レビューを考える」『現代監査』第19号、21～27頁。
- 佐久間義浩 [2012] 「四半期レビューの経済分析：中間監査と四半期レビューの比較をつうじて」『会計』第182巻第2号、249～260頁。
- 内藤文雄 [2008] 「財務諸表監査、内部統制監査および四半期レビューにおける保証内容の差別化について」『産業経理』第68巻第2号、53～64頁。
- 日本公認会計士協会 [2012] 監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」。
- 松本祥尚 [2005] 「わが国証明制度の多様化と保証水準の関係」『現代監査』第15号、47～54頁。
- 松本祥尚・町田祥弘・関口智和 [2011] 「日本の監査制度を考える：四半期レビュー」『企業会計』第63巻第6号、96～104頁。
- 松本祥尚・町田祥弘 [2011] 「第15章 わが国四半期情報開示の現状に関する検討」古賀智敏編『IFRS時代の最適開示制度——日本の国際的競争力と持続的成長に資する情報開示制度とは——』千倉書房、323～338頁。
- 松本祥尚・町田祥弘・荒木孝治 [2014] 「わが国四半期レビュー手続に関する実験的研究」『現代社会と会計』（関西大学）第8号、91～106頁。